

令和元年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



睨 監 第 1 7 0 号
令 和 2 年 2 月 5 日

四條睨市監査委員 津 地 善 勝

四條睨市監査委員 瓜 生 照 代

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

教育委員会

教育総務課

学校教育課

学校給食センター

教育センター

生涯学習推進課

青少年育成課

公民館

図書館

選挙管理委員会事務局

公平委員会

固定資産評価審査委員会

2 監査の期間

令和元年9月2日から令和2年1月29日まで

3 監査の概要

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に準拠し適正になされているか、また、監査対象部局が所管する事務事業が、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼におき、実施した。

4 監査対象の所掌事務

【教育委員会】

教育委員会事務局の主な所掌事務は、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則（平成4年教育委員会規則第4号）、四條畷市立学校給食センター管理規則（昭和62年教育委員会規則第2号）、四條畷市立公民館処務規則（昭和56年教育委員会規則第8号）及び四條畷市立図書館処務規則（昭和56年教育委員会規則第9号）において、

- （1）教育委員会の会議及び委員に関すること。
- （2）教育の施策の企画及び立案に関すること。
- （3）学校の運営に関すること。

- (4) 学校の教育の調査及び研究に関すること。
 - (5) 学校支援に関すること。
 - (6) いじめ問題、不登校、支援教育に関すること。
 - (7) 文化及び体育の企画及び推進に関すること。
 - (8) 文化財の保護及び調査研究に関すること。
 - (9) 青少年健全育成に関すること。
 - (10) 青少年関連施設の設置、廃止及び管理運営に関すること。
 - (11) 学校給食物資の調達に関すること。
 - (12) 学校給食の献立及び調理に関すること。
 - (13) 公民館事業の全体調整に関すること。
 - (14) 公民館の施設及び備品等の使用許可に関すること。
 - (15) 図書を選定に関すること。
 - (16) 図書館事業の企画立案に関すること。
 - (17) 分館に係る事業の企画立案に関すること。
- などと規定されている。

【選挙管理委員会事務局】

選挙管理委員会事務局の主な所管事務は、四條畷市選挙管理委員会規程（昭和44年選挙管理委員会規程第3号）において、

- (1) 選挙及び投開票の管理に関すること。
- (2) 選挙人名簿に関すること。
- (3) 選挙啓発事業に関すること。

などと規定されている。

【公平委員会】

公平委員会の所管事務は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項において、

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

と規定されている。

【固定資産評価審査委員会】

固定資産評価審査委員会の所管事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第1項の規定から、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定することとされている。

5 監査の結果

監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部において留意すべき、あるいは改善などを要する事項が認められたため、これらについて指摘を行い、是正や見直し等を図るよう要請した。

併せて、以下の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇教育総務課・学校教育課

○教育環境へのICT導入による働き方改革の推進について

令和元年度は既存のパソコンのOSのサポート切れの時期であった関係もあり、パソコンの更改やネットワーク環境の整備が進んだとのことであった。

一方で、出欠管理や成績管理などの面において更なるシステム化による事務の効率化の余地もあるということであった。

予算との兼ね合いもあろうかと思うが、ICT導入により事務の効率化等に大きな効果が期待できるものについては、今後も順次取組みを進めていくよう努められたい。

◇学校教育課

○子どもたちの登下校時の安全確保について

本市では登下校時に子どもたちが重大な事故等に巻き込まれるケースは近年発生していないとのことであったが、学校再編により通学が長距離化する地区もあることから、今後も安全確保に向けた取組みが十分に行われる必要があると思われる。

子どもを狙う事件への抑止力という観点からは、地域との協働も活かした施策も効果的であるように思われる。

ウォーキングパトロールの活用など、安全安心について所管する部署との連携も模索されたい。

○スクールロイヤーの活用について

学校現場においては、いじめの問題や保護者との関わり方などで法的な知識や助言が必要となる局面が少なくないと思われる。

都道府県や大都市においてはスクールロイヤーの必要性が認識され始め、徐々に配置が進んでいる。また、来年度からは大阪府からの派遣制度が始まるということであった。

大阪府の派遣制度なども活かしつつ、研修の機会等を通じて、学校現場の教員の法的な面での不安を減らしていけるよう今後も取組みを進められたい。

◇学校教育課・学校給食センター

○学校給食費をはじめとする学校関係の金銭の公会計化について

学校給食費について、現在は任意団体の中で収入と支出を行っているが、取り扱う金額の大きさから考えると不安定なシステムであるように思われる。

文部科学省から学校関係の金銭の公会計化に関するガイドラインが示され、学校給食費の公会計化については、庁内で協議会が立ち上がっているとのことであった。

システムの導入が必要になるなど課題も多いとのことであったが、学校給食費の公会計化について今後もしっかりと取組みを進めていくよう努められたい。

また、学校給食費以外の学校関係の金銭についても、学校現場との意見交換を行いながら、公会計化が望ましいものについては公会計化を検討されたい。

◇教育センター

○教育センターの機能強化について

教育センターは、教育現場のさまざまな課題への対応や学校支援のための拠点として非常に重要な役割を担うものとする。

立ち上げから間もない状態ではあるが、安定的な運営を継続していくためにも関係部局と連携しながら専門人員の確保等の課題を整理し、一層の機能強化を図られたい。

◇生涯学習推進課

○飯盛城址について

本市と大東市にまたがる飯盛城址について、順調にいけば令和3年秋に史跡指定との話があった。

飯盛城址については、続100名城に選定されるなどその知名度も上がってきており、史跡指定を受ければさらにその存在感も増すように思われる。

本市の貴重な文化財であるとともに観光資源でもあることから、文化財保護と観光活用という2つの面のバランスをとれるよう、観光関係部署としっかりと連携していくように努められたい。

◇青少年育成課

○ふれあい教室に係わる職員について

ふれあい教室に係わる指導員、支援員等について人員の確保が課題となっているということであった。

特に令和2年4月からは、地方公務員法の改正に伴い会計年度任用職員の制度が始まることから、新しい制度への円滑な移行という課題もあろう。

都心部における担い手不足の問題は、本市に限られたものではないが、課題の解決に向け、他市の類似制度についての調査研究などにも取り組まれたい。

◇公民館

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

◇図書館

○子どもの読書活動の推進について

子どもにとって読書は、表現力を向上し、感性を磨いていくために欠かせないものである。現在、子どもにとって読書が身近になるよう各種行事やイベント等を通じて尽力されているが、今後も創意工夫を凝らした取組みを継続して展開されたい。また、魅力ある学校図書館づくりを推進するためにも、学校図書館支援事務に係る体制強化に努められたい。

◇選挙管理委員会事務局

○選挙執行時の体制について

選挙執行時においては、短期間に膨大な量の事務が集中し、多くの事務負担や時間外勤務が生じている。このことは、職員の健康管理の面から課題であると考えられる。選挙執行時における他課職員への業務応援体制など、今後の事務のあり方について、人事部局とも連携しながら検討を進められたい。

◇公平委員会

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

◇固定資産評価審査委員会

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

◇各所属共通

○教育関係施設の再編について

教育委員会事務局の多くの部署から施設の老朽化についての懸念が表明されている。教育関係施設は基礎自治体として欠くことのできない重要な施設であるが、再編には多額の費用を要することとなる。

将来世代への負担とならないよう、今後も市全体で支出の削減に取り組み、再編に係る資金を計画的に基金として積み立てておくよう要望する。